

昭和十九年 月 日

多摩美術大学

昭和十九年十二月二十五日

多摩美術大学

教務部長 山脇国利

専任教員各位

去る十二月十一日の臨時教授会より決定にもとつき、別紙のとおり

理事長宛要望書のコピー並びに理事長から文書「其下佐一氏の

多摩美術大学に就任した経緯」に關する事実経過のレポート二部を

お届けいたします。

「真下信一氏の多摩美術大学に就任した経済」
に打す。及論

村田理事長のこの時期(昭和九年十一月)に標記の如き記録とあるのは
その真意がどこにあるかは、にわかには断じ難い。この「記録」に添付された送
付状によれば、昭和七年の「記録」を「記録」とあると断つて
あるが、三十七項の如き記録を「記録」として、三十七項を「昭和七年
学長選挙とこれに關する経緯」とあるといえるが、二十八項から三十五項までは
昭和九年の学長選挙に關する経緯であり、三十六項は学長選挙に打す
文部省の一般的見解である。

前記の如きものは、村田理事長の執筆の真意は如何なるか、一貫して發想
は、第一に真下氏とせんがゆゑとしていふこと、第二には村田理事長は
学長選挙に關して、まつたく責任なきか、あるは無過失であるかの如き点に記述である。

しかし、ほんまも流石に堪えないのは、事實の歪曲と歪曲、時向の経過と無視した
牽強付合である。この「記録」に對して、まともな及論、価値があるとは思われな
火と煙のたとえもあるが、そのあきらめあるんではない、歪曲の如きりなうしてみる。

◇ ◇ ◇

一、二、三、に昭和四年三年の経緯が述べられてゐる。真下氏に本学への就任の
交渉がはじめられたのは、四月にはなく九月である。当時石田学長はすでに
病中であり、しかも再起不能を予期されてこの時期であつて、名古屋の真下氏に
にまを訪問して接衝に當つたのは、この内海氏であるが、内海氏はこの際、理事長
が病中の石田学長の代理として真下氏に就任を依頼したとある。これに對して
真下氏は定年以前であるが、直ぐ就任する。この如き点に對しては、美術
学部長云々は、石田学長存命中であるが、原則第四十二条に記載されたから
おられたのではない、学部長に「なりあえ不就任す」といふ合意をいひ出された
ある。学部長が「當時のみならず、現在も『空席』であることは周知の事實

である。石田学長の逝去により、真下氏の就任は急務である。急がれる事態となつた
 のを、真下氏は名古屋大学文学部教授会に打して定年一年前の昭和四十四年
 三月をもって退職したい旨を述べたが、諸般の事情から文学部教授会は定年一
 の勤務を要望。真下氏はこれを受し昭和四十五年三月まで名古屋大学に勤務するこ
 とになり、本学への就任は昭和四十五年四月からとなつたのである。

そのほつて昭和四十五年十一月九日、石田学長の逝去、村田理事長は十一月十三日
 に副学長も兼任金教職員と電話をもち召集した会議に於いて、学長後任として
 真下氏を推薦した。この十一月十三日の「全教授会」に針生氏は出席し、その
 針生氏らの後日問題としては、村田理事長が教授会として召集したのではない、副学
 長も兼任金教職員に於いて学長と内定するということ系統を問する「疑義」につい
 てであった。その日三、四述べられていたように、昭和四十五年十一月の時点に於いて、旅行
 中であつた針生氏が会議の席上「真下学長」に疑義を申し述べた事実はあり
 得ない。

六、七に昭和四十四年四月の理事の辞任とこの再編について述べてある。これは
 大学紛争の過程で、紛争の局面となつた理事長の判断と許した理事会、評議員会
 の責任と追究された結果として行われたものである。六、七の記述はあれども、村田理事
 長は辞任要求の対象とはなつていない。また、村田個人が評議員会、理事会と
 再編したとく読みとれる。前者は当時の教員のみならず、学生の要請と故意に、
 各親したとあり、後者はもし記述のとおりであれば、村田理事長の有能ぶりを示す
 というより、むしろ「寄付行為」の八条、十、十八条の規定を各親した村田理事長の
 ワンマンぶりを自ら褒め称へたものである。

十から十九、二十はつて昭和四十五年一月の真下学長選任から昭和四十七年四月
 の学長選任の経緯が述べられている。十、十一述べているように、昭和四十五年一月二十日、
 「学内に残留していた教授だけ」で学長選挙を行つた。このことによつて、その後の混乱
 のすべからずおこされたのである。村田理事長は真下氏に打して、学長選任の系統
 又は一切完了したからといって就任を懇請したが、その当時の真下氏には、

学長選任年続きの不備について判断する材料はなかつた。昭和五年四月の学長就任につき、真下氏にほまつた「瑕疵」はない。昭和五年一月当時学長代行である村田理事長が、学外教員と監視して学長選挙と強行したために、訴訟をほじめ種々混乱を生じたことがある。これは村田理事長の「瑕疵」をいふものではなく、會天の「失策」である。

この「失策」に對して、村田理事長のやり方に反對して、学外にある針生氏らも、貸金カドと含め訴訟を提起したのはむしろ當然であらう。このことによつて真下氏の名誉が、真下氏個人に起因するをなく傷つけられたことになつた。

十四に大野、後藤両弁護士が言葉というのを引用されている。これはまつたのねつ造である。両弁護士が労働問題になつたことは事實であるが、大学学長が「資本家的立場」をいふと言つたとしても、そのような発言は、かまへないの自任左翼人下もかく、一人前の弁護士が発想にはあり得ない。万一訴訟解決後、真下氏に(学長と)譲る言ひがあると懸念されるならば、いふまでもなく、真下氏が学長の地位に

執着しているか否かは見せぬも言葉である。訴訟打合せの段階で、真下氏の学長一時退任が話題になつたことは事實である。しかしこの訴訟の真意は、十八に引用してある裁判友の言葉によつて、「学長の任期の内題ではなく、選任年続きに瑕疵があるか、なにかの肉題」なるから、学長の一時退任によつて訴訟は、中断されること、むしろ一時退任することを、「瑕疵」と認めることにする。ゆえに、あるという観点から、この方針はひつこりなものである。事實、学長選任の訴訟は、昭和七年の選挙後も継続し、和解もあつたことによつて訴訟が終結したあつて、再選挙による訴訟が無効になつた訳ではない。

十五に記述してあることは、当時村田理事長がこれをすれば、前述したようにならぬから判るとして、「瑕疵」と認めるとして発言したとみるのが、「各書」であらう。

十九に述べられていることは、重大である。甲第一号証と呼ばれる証拠書類は、本学の学長選挙規程である。この規程は、タイポ印刷されたものあつて、針生氏側が(この裁判所に提出した)ものには、「学長任期の空欄になつてゐる所に年書」と

記入してある。大学側弁護人は、このことを承認してかたがはともかく、この文章を証拠として「異議申立」としなかつた。理事室に保管してある学長選挙規程の写本（これは同じタイプ印刷）では、学長任期と規定する第一條第二項は「トル」と書かれており、この他に学長の任期を規定する規則あるいは規程は、本学に存在しないから、本学の学長は一度選出されれば「無任期」とするのみ妥善の解釈であり、事実、井上元学長も無任期であった。ともあれ、大学側弁護人は本学とは違う学長選挙規程を「異議申立」の証拠として受入ってしまったのである。このことは不注意に認知したならば、なか、訴訟技術の上からいえば、十九にある「瑕疵ある系統を除外しなすべし」として相争側提出の書証を利用して十四にあるように「訴訟目的」と相争側に失せ、ひいては、相争側を和解にひきこもうといふことであつた。

教授会の側からすれば、だから昭和四十七年春、学長選挙を行はうかといふにつては、多くの疑問が提出されるのは当然である。数回にわたる教授会、科長会のおり、選挙を行はう必要はないとす。意見が強かつたが、弁護士から伝えられた訴訟上の見代から

やむを得ず了承したものである。このようにして行われた学長選挙は、当然のことながら、学外教員への村集上、まづ儀式的に行うという含みがあつたであつて、二十三に記してある高田氏の集票も、見方によれば、及学外教員、及村回理事長の意味と含んでいふべきであらう。ともあれ、この向の教授会の苦悩は、意見の相異はあつたにせよ想像を絶したものであつたばかりで、昭和四十七年春の選挙が村回理事長個人の方で落着いたか否かと、記述は、教授会の苦悩と努力をまづ各視しなうべきであらうと云うべきを得ない。

二十七に松江、山脇両教授の発言と村回理事長の「たしなめ」が述べられている。これは村回理事長の思い違ふかあるか知らぬが、コンテキストを重視したデラモギーの最も良い例証である。『上下学長決定後、一月五日、五月』とあるが、この二十七は、昭和四十七年春の学長選について述べた十九から二十六、に統して述べられているから、松江、山脇両教授の発言も、当然、昭和四十七年五月のことと受取るべきである。ここに記述されている「事実」と思われるような事実が述べたのは、昭和四十七年五月

である。村田理事長がこの「事実」を昭和四年五月に承知しているならば、この項
二十の次におくべきであった。

その外、二十七に記してある「事実」と推定される事実を述べよう。昭和四年四月
真下学長は第一回教授会を開き、就任のありさつとした。出席された教員は承知の
ように、真下学長はこのありさつの中で、大学の理念とともに教授会の確立、透明な
大学の運営、給与の適正化をいふルールの確立につとめ述べられた。このありさつにつ
き教授が松江、山脇兩教授に、このありさつに非常に感銘を受けられた。これと同時に国立
出身の真下学長は官僚主義的傾向にあることを申し述べた。某教授の
趣旨は「感銘を受けた」にあつて、「官僚主義」はルールの確立の反面に存在す。破産
に過かたかつた。このことは一方では、ルールの確立しかる理事長の折れ合ふ當せられ
るであつた。このため、昭和四年五月に松江、山脇兩教授が村田理事長に合つた
際、この某教授の言葉と村田理事長に伝えて、学長との協調を要請しようとした。しかし
村田理事長は「その趣旨をまったく曲解し、たゞ『官僚主義』といふ言葉だけを

まったく激怒してしまつた。『たしなめ』などという言もやましいものはない。それほど
村田理事長は真下氏を礼を一つして、私かえつたのである。なおその際、某教授
とは誰かと追求されたが、これについては兩教授はその名を明かさなかつた。

二十八、から三十四には昭和四年春の学長選の経緯について述べてあるが、経過の
故意あるいは恣意的な切り離しや歪曲がはなはだしい。

二十八には昭和四年二月に弁護士四名が、村田理事長と合意した旨が記してある。
著名な弁護士が四名もあつて村田理事長と合意する理由は何であつたか。さらに
村田理事長に「善処方を要望」したその「善処」とは、どういうことであつたか。その
其の理由は、理事長の理事としての資格に重大な疑念があることが肉題化したからか
あり、「善処」とは、次期二十九に村田理事長の「善処」を意味する
ものと考えられる。

二十九のプロットを書き換へば、「村田理事長退任、学長選出、村田氏に名譽の
称号を贈る」と、相当額の退職金、理事会を了解」となりう。これは村田理事長

退任の条件である。また村田理事長自身、学長候補人を因意せず、昭和
 甲九年四月三十日の評議員会の冒頭、之に発言を求め、六月末八王子図書館の
 完成をまつて退任し、名譽理事長に任ぜざるを表明する。以上のことから、少なくとも
 昭和甲九年二月から四月までの間にあつては、村田理事長の辞任は既定の事であつた
 といえる。

たゞしここに一つの疑点が残る。二十九、に於て「選出された学長が村田理事長の納得
 を得た人」といふ条件は、岡田常務理事をほめ七名の理事に伝えられたものは
 まづたく相反している。岡田常務理事には伝えられたのは「誰が学長に当選しよう」と文句は
 言わないから、学長選出にはやうせんれ、としようであつた。其下民が教授会には
 このやうな条件があつたらうと学長選出にふまつたのである。さうまつた相及した条件に
 ついて、村田理事長が虚偽を述べているか、それともあつては立つた弁護士の、村田
 理事長に述べたことと、岡田常務理事側に伝えられたことに、違ひがあるかは、にわかには
 断じがたい。しかし岡田、山脇両理事が二度にわたつて弁護士に要求したあつては経過

の文書化が今日まで行われていないこともまた事実である。

三十、についてはまつたく事実を根であつて、岡田常務理事よりは教回にわたつて
 口頭で大学正常化のための理事会の要請があり、そのに五名の理事の連署による
 理事会の開催の要求がなされたが、すべて振りつがされてゐる。

三十一、へおける「弁護士の発言についで因氏にたがねたところ」に書かれた内容は、その
 限りにおきかば間違つてゐない。しかし「学長代行を定めて」というのは、学長の任期が切れる
 四月二十日以後に選挙のありやうを平議する始末と仮定してゐるものである。事實は、学長
 任期中の教授会でスケジュールを決定しようから、二十日の選挙会は自動的に成立する。
 また、その選挙は選挙規程第の条第二項にも有効である。この選挙があつた(昭和甲九年
 三月)この文意からは三月から学長選挙の準備に入つたと受け取れるが、事實は二月
 十八日に理事長名をまつて、近々学長選挙を行う旨の文書を発送してゐる。

三十二、については岡田常務理事の誤謬は、四月二十日選挙会におき、十一対五で其下民
 が当選したと報告したところ、僅差であれば文句をつけられぬことは仕方ない」と非常

シヨックをうけたようである。

三十三、いづれ昭和九年四月三十日の評議員会が、異議申立書を読みあげたのは、村田理事長自身であり、この異議申立書を出した評議員有志は、会席上で確認されたとおり、村田理事長と塩山理事の二名のみである。なお、評議員会の議長でもない村田理事長が、申立を受理するといふ記述は、まったく越権行為である。この評議員会の実態は、村田理事長が六月末八王子図書館の完成をまつて理事長を辞任する声明のあとで、くわんの異議申立書を読みあげて、これを受け塩山校長が閉会を宣言して終つたものである。したがつて未審議のままである。

三十五、いづれ弁護士のあると村田理事長が実行しようとしなかつた状態であるが、昭和九年十一月末になつて、岡田常務理事は、それにあつた努力をしようと考え、文部省常務官の経歴を有する有力者にあつた依頼し、村田理事長もこれを承認し、現在あつた進行中である。

三十六、いづれは、文部省大蔵局の見解は、校長の選出にいつく、評議員会が教授会

の決議があれば、文部省として承認するといふことと云つており、この記述は、まづなくごたごたである。



村田理事長が自ら発表し退任期限である。昭和九年六月末の八王子図書館の完成は八月まで延引した。十月になつて図書館業者から引渡しを受けた。しかし村田理事長は退任しようとはしないが、五人の理事は、寄付行為第十三条にのつとつて連署の上、評議員会の席上村田理事長に請求したが、それを見かねたのは岡田の要である。それと同時にあつたといふ弁護士に付して、理事長退任の再勧告、あつた経過の文書化を求めたが、これは左右してあつたばかりか、あつた放棄とほつたが開始である。このあつたといふを思われる記述が三十、の所に見られる。

このあつた状況中、岡田常務理事の努力によつて文教有力者によるあつたが行われようとしてゐるが、これはあくまで村田理事長にとっては理事会の開催や学舎の要する団交の延期利用

以上の通りである。

以上の考察からすれば、村田理事長の著した『喜下信一氏の多摩美術大学に就任した経緯』の主題は、自己の権力を維持するためには三顧の礼で迎えた喜下氏と理不尽に追いつかそうとし、そのためにはなりふりかまわぬ流弊と歪曲を弄したものと断ぜざるを得ない。

『学長候補者選挙手続』に關する疑問点』に對する及論

はじめに

昭和四年四月二十日の評議員会に於て、評議員有志の如く稱して村田評議員の読み
あげたこの『疑問点』は、それ以來、評議員会の書記も、岡田常務理事にも手渡される
ことなく今日に及んでゐる。学長候補に同意せず、重大な評議員会を未審議のままに
中断させたこの重大な『疑問点』が、八月七日も公衆の目に現在にいたつてゐることは、
この『疑問点』を提起した評議員『有志』の重大な責任といわなければならぬ。今は
われわれが知り得たこの『疑問点』のメモに從つて考察してみたい。

一、『寄付行為』に基づくことなく、大学存続の状況のまま選挙が実施された。

『寄付行為』に基づくことなく、という前文に該當する、つまり学長選挙に關連
のありとせられた寄付行為の条文は、

第十七条の二 (前略) 並に左に掲げる事項については、理事會長は、

そのいづれ評議員会の意見を問ひなければならぬ。

(中略)

五、その他本法人の業務に關する重要事項

この条文は『法人の業務』に關して述べてゐるが、それ以前の四項目は、いづれも
財産処置に關するものであるから、選挙である、つまり学長選挙のこの『法人の業務』に
當るとは考えられない。かりに自歩をゆかして『法人の業務』に當るとして、理事會
の代表権もつ理事會長のこの選挙の行われることを承認すれば、事前に処置でき
たことである。

村田理事會長は昭和四年二月十八日の全理事、全評議員への手宛で、あかく
学長選が行われることを通知してゐる。また学長選に當ることを決定した四月十七日
の教授会の報告は、岡田常務理事とせられて村田理事會長に伝えられてゐる。それ
ゆゑ、『寄付行為』に基づくことなく、『実施されたこと』につき、村田理事會長は事前に

事態を承知してはあり、必要があれば、この学長選任について意見を表明するまでもよいは存である。元来十分な村田評議員の「疑問」は、本人の怠慢を表明していることになる。

『大学不在』の状態を如何と指すをめぐりか。『大学』という言葉が、教員、職員集団、学生集団、元来収容する校地、建築物を示しているところから常識であらう。このようならば『不在』であるはずはない。元来『大学』の用語は本学の諸規則の中から採らるべき。

多摩美術大学教職員任免規則の第三条に

教職員の嘱任、休職及び解任は、所屬長の申請に基づき大学がこれを行

とあり、第四条は

本規則に於て、所屬長とは各部長、図書部長及び附屬学園の部長

大学とは学長及び理事長という

とある。此から『大学』とは『学長及び理事長』という解釈が成立するが、これは

昭和 年 月 日

多摩美術大学

あるが、『本規則』に於てある。かりに直歩をゆかりて『大学』が一般的に『学長及び理事長』であったとしても、学長選挙の日程は異議の入り得ず、真下学長の『任期中』に定められたものあり、かつ学長及び理事長は、この学長選挙の日程を、事前に承知していたるであらう、いかゞ意味をも『大学不在』とはい得ない。

二、「選挙規定と運用する代表者としての適格者と欠ける。」

学長選挙規程の中には、この規程と『運用する代表者』についての規定はない。しつと探せば、第七条に

選挙に關する細則は、別に定める

とあるが、この『細則』は、これを定められていない。禁止されたこと以外は自由である

の近代法の原則であるから、選挙人全員が集まって『統制』を定められ以上、この

疑点には、まったく問題にならない。しかも選挙の日程は、真下学長の任期中に

定められたものから、学長または学長代行の不在を理由とするもの外れである。

この点、村田理事長の「真下氏の就任は経済的に引用されている。Y年護士も
瑕疵がまわたく存在しない」と確認している。

三、「代表者と欠けたまま学長選挙規程を無視または拡大解釈として、きつめを不用意の
学長候補の選挙が行われた。」

『代表者と欠けた』点については、前条をみていただきたい。『規程を無視または拡大解釈』
については、具体的な指摘がないので判断できないが、無視または拡大解釈の申身は、
おそろく四、以下に述べられていることであらう。

四、「選挙の候補者と選挙する一定期間が与えられていない。」

選挙規程の中には候補者選挙の期間の規定はないし、前述したように細則も定められ
ていない。選挙手続がいつまで定めた四月十七日の教授会において、手続をいつかは、たんの
異議もなかったし、四月二十一日の選挙人会も全員出席の上で手続を定められたので

あるから、この『疑点』も、まわたくの外れである。しつぱんげれば、『候補者と選挙する
一定期間』がほしかったのは、この『疑点』を提出した人自身であらう。

五、「候補者なしの選挙が行われた。」

これも争点の言いかたにすぎない。四月十七日教授会に於て、真下学長は『村田
理事長が退陣する限り、私自身がどうなつてもかまわない』と説明し、この説明が
学長選挙へ教授会がふみ切ることかけとなったのである。この真下学長の説明は
けつして学長辞退の究明ではない。つまり真下学長は、学長に選ばれば受諾して
およといふ意志をも表明したものであつて、教授会のも後の運営からみても、教授会の
大部分の構成員は真下学長の存続を願つてゐたといふべきである。前条と同じく
しかるべき『候補者』をみつけ得なかった『疑点』の提出者ののみがあらう。

六、「選挙規程に明示されている事務局長不在のまま選挙が行われた。」

この「疑問点」の提出者は、文章を読みとる力がないらしい。選挙規程の第四条は次のとおりである。

1. 学長は学務を統轄し、本学を代表する。

2. 学長に事故あるときは事務局長が職務を代行する。

3. 学長の事故が相当長期にわたるとき、または学長の欠けたるときは

選挙会の選挙により新たに学長を定める。

つまり「選挙規程に明示してある」のは、「学長に事故あるとき」であつて、「事務局長不在」が選挙の有効性を妨げるとは規定されていない。むしろ「学長の欠けたるとき」に選挙を行う旨が規定されているのである。

もしこの「疑問点」と提出した人が、誰かを責めるとしたら、岡田常務理事、山脇教務部長が、事務局長の決定を請求したにもかかわらず、これを決めようとしなかった責任者を責めるべきであろう。

七、「選挙人会組織の宣言も無く、従つて事務局長、選挙委員長、議長も無く選挙の開始、終結もなく実施された。」

もはや改めて及ぼさる必要はない。事務局長はたしかに不在であつたが、これは選挙の運営にはまったく影響がない。現実の選挙人会は、教授会の決定に従つて全員集合し、各選挙人の自由な発言の結果、全員の意見が一致して選挙を遂行した。それゆゑこの「疑問点」もまた全くいかりに及ぶべきはない。

八、「選挙人以外の者が選挙場にあつて、各資格のまま選挙事務を取扱つた。」

教授会書記を努めしる教務課長が、全選挙人の承認を得て「選挙事務」を行ふこととして「各資格」なをあげたか、それなら「有資格」の人間とは、どんな人間なを提示してつたかたいものがある。

おわりに

以上みてきたように、この『疑問点』はどんなに譲歩して考えても、ほんの根柢らしき
 ものも見つかることはできなかった。したがってこの『疑問点』が八か月前のくも
 公表されたのがたまたまの理由はまさに『疑問の理由』が存在しなかったからだと断せ
 ざるを得ない。

学長選挙の経緯と村田理事長の背信行為について

昭和四五年 真下信一氏を学長として迎えよくなり、村田理事長は、学長は規則上、在任期であると言明した。このことは当時仲介の役目と引受けた内海秘書室長より、幹事会への承知していることである。

しかし当時学外に出ていた教員によつて、昭和四五年一月に行われた学長選について訴訟が提起された。これは学長に対する学外教員の攻撃というより、村田理事長(当時の学長代行)の処置に対する攻撃があった。この訴訟が大学側、つまり村田理事長にとつて不利になつてくると弁護士の助言により、村田理事長は学外教員側の提した準備書面中にある学長選挙規程の中で「学長任期二年」とあつたのを逆にとり、学長が教授会と説得して、昭和四七年四月、学長選挙に持ちこんだ。これによつて学外教員からの訴訟の天益を多くしようと考えたのである。この四十七年の選挙の根拠となつた学長選挙規程中の学長任期については、理事室

に保管してある系本には、その項を削除する旨が欄外に記入されている。たまたま学外教員の証拠として裁判所に提出した字しの「任期 年」と空欄になつてゐるところに「二」と記入してあつたにすぎない。この件については、学外教員の針生氏は、引く統としての訴訟の準備書面で「学長の任期二年については本来存在しなかつた」と述べてゐる。村田理事長は学外教員との訴訟に敗れることを恐れ、学長選挙と利用した訣である。真下氏が学長就任時に目標とした教職員給与の改善をも含む学内の正常化は、村田理事長の専断によつて、なんら進展しないのみか、昭和四八年からの入試に際しては、その内容にまで村田理事長が干渉するにいたつた。この時点で、真下学長は自己の学同的信条と多摩美大の現状、とりわけ村田理事長の言動とを一致させることが不可能と考え、岡田常務理事に辞意を表明した。学長を補佐する任にある山脇教務部長も同時に辞意を表明した。

岡田常務理事は事柄の急を感じ、学長自ら理事長の同意を求め、学長の辞意を慰留するとともに、確約書を作製した。この内容の誠意のある実行については、

岡田常務理事が学長に確約したことがあるが、村田理事長が事務局長と退任する
 ということを除くは、今日までまったく守られていないことは固知の事実である。村田
 理事長は事務局長辞任後も従前どおりの給与を受取つてゐるばかりか、事務職員
 らに学長、教務部長に各断で指示、命令を与へてゐる。村田理事長は事務局長
 に辞任しても依然として事務局長であるがごとく振舞つてゐるから、八王子校舎
 の使用割当、大学要項の作製などは、学長、教務部長とまったく無視して行わ
 れてゐるのが実情である。

昭和四十八年三月確約書を書かれた村田理事長の学長に対する反感は、学長排斥、
 学長孤立化の策謀となつてあらわれた。村田理事長は、本学教員との個別的行動は
 行わない旨を確約したにもかかわらず、O・S教授らに対する供応は依然として続け
 られ、その席上ではしばしば専ら学長排斥や教授会への暴力化が相談されてゐる。
 また、Y教授その他を料亭に呼んで供応の席上、岡教授に対して教授会に出席しない
 であらう旨を明言してゐる(昭和四十八年五月)

文様研究所の設立(昭和四十八年六月)に當つては「多摩美術大学文様研究所」と
 称しながらも、その設立、教員の兼任発令については学長、教授会は一切はかられていない。
 山辺教授を所長とするのも 佐々木教授、江上講師、遠山講師らと研究員とする
 これもはかられていない。これは明らかに本学学則の無視である。(学則第四四条、第四五条)

村田理事長の学長排斥運動は昭和四十八年末に一段とエスカレートする。同年
 十二月、村田理事長はO・Sなどの学科教授を供応しながら、学長交替の策略を
 練つた。この結果として学長選挙を行うこと、その前後として各学科科長の選挙
 を行うこととし、学科忘年会の席上奥野教授(当時学科長)は任期が残りが周近い
 ので科長選挙をやつてほしい旨の発言をした。この時期に村田理事長より各人の
 教務主任やD講師に対して、各学科ごとに科長選挙を行なうよう指示が行われた。
 科長選挙の次の段階として学長選挙を実施させるためには、学長選挙規程を明
 確にしなければならないと考えた理事長は、理事室保管のいわゆる原本ではなく、その
 コピーを改竄して任期二年としたのである。もちろん理事室にははかつていない。この

いわば公文書偽造にも似ていほの学長選挙規程を学長と非難する文章と
同封の上、これと本学の卒業生S・D・西氏の名を使って本人の知らないうちに、各
理事、評議員、科長に送ったのである。このことを知ったD氏は私文書偽造である
から訴訟するつもりで憤慨した事案がある。

このような村田理事長の策謀の中にまったく逆の問題が表面化した。それは村田
理事長の理事としての資格についてである。学校法人多摩美術大学寄付行為によつて
村田理事長が理事である資格は、彼が評議員であるからであり、彼が評議員である
のは、彼が本学の職員である場合のみである。彼が本学の職員を辞任すれば、評議
員、ひいては理事の資格も喪失することになる。彼は事務局長を辞任したからあり、
当然彼はその時点（昭和四十八年三月末日）をもって評議員でも、理事でもないわけや
理事長でもなくなつたはずである。この問題が出てくることによつて村田理事長の学長
排斥問題は一転して理事長の資格問題に波及する事になった。

昭和四十九年三月、村田理事長は、これまでのまゝな訴訟で世話になつた丁午護士を

訪問し、真下学長、山脇教務部長のみならず、仲達いしつら内海秘書室長も辞め
させる方法を相談した。丁午護士は事の重大さに驚き、日を改めて岡田常務理事、
山脇教務部長に会つて事情を聴いた。その結果丁午護士は村田理事長の側に非の
ある点に気がつき、あつせん案として学長選挙の実施と村田理事長の退陣を出して来た。
このあつせん案を受諾したので、四月十七日教授会は、多くの反対があつたにもかかわらず、学長
が「理事長が退陣するならば」と発言することによつて学長選挙を行うことになつた。
理事長があつせん案を受諾したことは、理事長が、四月二十一日の評議員会におき、新
選出の科長の承認し、その後の学長選挙の日程について異議を唱えなかつたこと、四月
三十日の評議員会におき、村田理事長が、六月末、八王子図書館の完成と同時に
退任する旨の声明をしたことによつて明らかである。

しかるに四月二十六日の学長選挙におき、真下氏が学長候補に選出されるや、四月
三十日の評議員会（議長塩山氏）の冒頭、村田理事長は前述の辞任表明をした直後、
八か条の疑問点を口早に述べて、塩山議長に議事打切を要求、塩山議長はこれを

うけて直ちに散会してしまつた。この八か条は今もつて公表されずにいるのである。この八か条の疑問点はいちいち及論するまでもない、また多くのでたらめな事実誤認であり、しかもこれまで述べたように、この学長選挙が村田理事長側から先導者によつてなされたことを考えれば、むしろこの八か条のいくつかは、選挙人側から村田理事長の側に非があることになる。今かりにこの八か条の疑問点に実体があるとするならば、この評議員会において評議すべきであつたし、その結果を学長選挙人側に送るべきであつた。なんら討論もせず、八か条の八条をえもいふことは、この八か条をたゞの傍証といつねばならない。四月三十日以降今日まで、評議員会は開かれていない。学長選挙人側から教授会は五月八日付で評議員会より開催を要求したが、今もつて回答はない。学生から塩山評議員に對して同様の要求がなされたが、これについても梨うつぶてである。村田理事長が評議員会から説明したところによると、学長問題は冷却期間が必要だといふのであるが、これはまづたんのうである。冷却期間ではなく策動期間である。五月八日の教授会開催通知に對して、教授会有志の名で教授会無効の書面が教授会構成員に送られてゐる。五月二十五日付で本学監事名で教授会への不参加を要請する。文書が同様にして送られてゐる。

これら懸念な教授会妨害に對して、村田理事長は各関係者にあつたか。とも各関係とは考えられない事実が存在する。

村田理事長が昭和四年四月の学長選挙において自己に都合のいい候補者を選定に及らしたのには昭和四年の秋からある。E某大教授に学長就任を依頼したが、当該大の都合によつて断られた。次にT・Y・西氏を候補として考えたが、最後は本学教授のO氏があつた。本人もその気になつたので、実技系教員の支持を得ようとして、某材料長に相談したところ拒否されたため、これも流産となつてしまつた。昭和四年四月の学長選挙、評議員会の後においても、村田理事長は各教授と同行させて、E氏の推薦する七十五才のF氏に学長就任を懇請したが、その時点では態勢保留のままとなつてゐた(五月四日)。なおこれでもわがまよふに本学在任期がある学長は七十才のF氏には拘束されなければあることを、理事長は身をもつて実証してゐる。

昭和九年六月、学生総会の決議により、理事公団交が廃れることになった。学生の要求により、村田理事長は団交への出席を約束して文書にサインしたが、ついに出席せず、学生の再会の要求による出席理事への委任状もついに出席しなかった。

この内に評議員会で説明した理事長の退任期限の六月末は過ぎ、さらに八月末に八玉子園舎が完成したが、村田理事長は退任しようとはしなかった状態である。

この状態に耐し、五人の理事が理事公団交を要求したところ、大学四常化の議題を外して必ずる始末である。学生の理事長団交の要求に耐して、毎回入るまであり、五人の理事の再会の理事公団交要求に耐し、十月中旬の現在、理事公団交を催促しようとはしなかった。また、村田理事長は嶋根学生課長を、学生の動向説明を理由に自宅に呼びつけておき、なかり、学生の動向については一切説明せず、嶋根学生課長の恩師である其下学長に勇退勧告をするよう要請する始末である。

多額の負債に苦しむ多摩美術大学としては、五メートルプール建設に象徴される村田理事長の放漫な経営では、立ちあがる余地はない。早急な村田理事長の退陣

No. 9

おらん、その後の民主的な理事公団交と学内の教職員による切り抜ける以外に方法はない。

No. 10

要 望 書

昭和四十九年四月二十六日に行われた選挙会における、学長候補者の選出は、本学
学長選挙規程にもとづいて行われたものであつて、その結果を今日まで、理事会、評議
員会が放置しているをば、あわめて遺憾である。

教授会としてはすでに承認済み、この学長候補者選挙の結果を正式に承認する
と同時に、理事会、評議員会の年内承認を強く要求する。

付記

一、四月二十六日の選挙会の選挙は、島下学長任期中の四月十七日の教授会
におりて決定されたそのスケジュールに従つたものである。

二、同選挙会には選挙人十六名全員出席の上、学長選挙規程が選挙会の
選挙方法を規定した唯一の条項「学長選挙人は選挙会に組織し、学長
候補者らつて選挙を行う」（その条の二項）に従つて行われたものである。

三、右は昭和四十九年十二月十一日の臨時教授会における決議にもとづいて

理事長あてに送付するものである。

昭和四十九年十二月十一日

多摩美術大学教授

